

公立大学法人島根県立大学中期計画の変更について

公立大学法人島根県立大学は、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、平成22年6月29日付けで中期計画の変更認可申請を行いました。

今後、県知事は、公立大学法人評価委員会の意見を聴き、認可を行うこととなります。

県への申請内容（平成22年6月29日付け）

公立大学法人島根県立大学中期計画 新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>・大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>・選択的かつ体系的な履修によって専門性を深めるために、文化資源学系・英語文化系・日本語文化系 _____ の3つの系 _____ の有機的な関連づけの可能な教育課程を工夫し、さらに少人数ゼミナールも実施する。(No.45)</p> <p>(略)</p>	<p>・大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(略)</p> <p>・選択的かつ体系的な履修によって専門性を深めるために、文化資源学系・英語文化系・日本語文化系・生活文化デザイン系の4つの系(履修コース)と7つのジャンル(履修科目群)の有機的な関連づけの可能な教育課程を工夫し、さらに少人数ゼミナールも実施する。(No.45)</p> <p>(略)</p>

(変更理由)

島根県立大学短期大学部(松江キャンパス)総合文化学科では「時代・地域・人のニーズ」に対応した履修体系にするため、現在の教育課程(4つの系(履修コース))と7つのジャンル(履修科目群)を見直し、平成22年度から3つの系へ再編し、ジャンル制を廃止することとしたため。